

JP ドメイン名登録管理業務移管契約第 13 条に関する有識者評価委員会規程新旧対照表

改正案	現行
JP ドメイン名登録管理業務移管契約第 13 条に関する有識者評価委員会規程	JP ドメイン名登録管理業務移管契約第 13 条に関する有識者評価委員会規程 —(2011 年 11 月 11 日制定)— —(2012 年 11 月 7 日改正)— —(2015 年 2 月 18 日改正)—
(委員会の設置) 第 2 条 4 理事会は委員会と理事会のリエゾンを役割とする担当理事を <u>常務理事の中から</u> 指名する。	(委員会の設置) 第 2 条 4 理事会は委員会と理事会のリエゾンを役割とする担当理事を理事の中から指名する。
(委員会委員の選任) 第 3 条 最初に設置される委員会の委員は、移管契約第 13 条検討委員会の推薦する候補者の中から、理事会が選任する。 2 <u>委員会は、移管契約第 13 条検討委員会が定め、理事会が承認した「有識者評価委員会委員に関する人選基準（以下、「人選基準」）」に基づき委員を推薦する。理事会は委員会が推薦した委員候補者の中から委員を選任する。</u> 3 委員の任期は 2 年とする。但し、再任は妨げない。 4 <u>委員の定数は、4 名以上 8 名以下とする。</u> 5 <u>委員会に欠員が生じるときは、人選基準に基づき委員長の推薦する候補者の中から、理事会において選任する。</u> 6 <u>前項により選任された委員の任期は、現任者の任期とする。</u>	(委員会委員の選任) 第 3 条 最初に設置される委員会の委員は、移管契約第 13 条検討委員会の推薦する候補者の中から、理事会において選任する。 2 当該委員の任期は 2 年とする。但し、再任は妨げない。 3 任期途中で任命された委員の任期は、当該任期の残任期間とする。 4 当該委員の後任の選任方法については、理事会において別途定める。

改正案	現行
<p>(委員長)</p> <p>第4条 委員長は委員による互選とする。</p> <p>2 委員長は、理事会から検討状況等の報告を請求された場合は、検討状況等を報告しなければならない。</p> <p>3 会議の議長は、委員長がつとめる。</p>	<p>(委員長)</p> <p>第4条 委員会の委員長の選任は互選により行う。</p> <p>2 委員会の委員長は理事会内規第12条に基づき設置される他の委員会の委員長を兼任することができない。</p> <p>3 委員長は、理事会から検討状況等の報告を請求された場合は、検討状況等を報告しなければならない。</p> <p>4 会議の議長は、委員長がつとめる。</p>
<p>(副委員長)</p> <p>第5条 委員会に、必要に応じて、副委員長をおくことができる。</p> <p>2 副委員長は、委員長が任命する。</p> <p>3 委員長が、職務を行うことができない場合、副委員長がその職務を代行する。</p>	<p>(副委員長)</p> <p>第5条 委員会に、必要に応じて、副委員長をおくことができる。</p> <p>2 副委員長は、理事会の承認を得て、委員長が選任する。</p> <p>3 委員長が、職務を行うことができない場合、副委員長がその職務を代行する。</p>
<p>(委員の辞任など)</p> <p>第6条 委員は、その任期中に理事長に自ら辞意を表明し、その職を辞することができる。</p> <p>2 委員は、善管注意義務を怠り、委員会の活動に障害を与えるような行為を行った場合、委員会からの意見を踏まえ、理事長によりその職を解かれることがある。</p> <p>3 委員会が前項の意見を理事長に伝えるためには、委員の数の過半数が賛同する決議を要する。</p> <p>4 委員は、自らが審議の対象となる場合には、前項の決議のための採決に加わることはできないこととする。</p> <p>5 委員は、辞任により欠員が生じる場合においては、辞任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお委員としての権利義務を有する。</p>	<p>(委員の辞任など)</p> <p>第6条 委員は、その任期中に理事長に自ら辞意を表明し、その職を辞することができる。</p> <p>2 委員は、善管注意義務を怠り、委員会の活動に障害を与えるような行為を行った場合、委員会からの意見を踏まえ、理事長によりその職を解かれることがある。</p> <p>3 委員会が前項の意見を理事長に伝えるためには、委員の数の過半数が賛同する決議を要する。この場合、委員長は必要に応じて書面による採決を行うことができる。</p> <p>4 委員は、自らが審議の対象となる場合には、前項の決議のための採決に加わることはできないこととする。</p>

改正案	現行
<p>(議決)</p> <p>第 10 条 委員会の議決は、原則として全員一致とし、委員長と担当理事が必要だと認めた時にのみ多数決を採用する。</p> <p>2 委員会は、電子メールによって議決を行うことができる。<u>ただし、電子メールによって議決を行う場合は全員一致とする。</u></p>	<p>(議決)</p> <p>第 10 条 委員会の議決は、原則として全員一致とし、委員長と担当理事が必要だと認めた時にのみ多数決を採用する。</p> <p>2 委員会は、定められたメーリングリスト宛での電子メールによって議決を行うことができる。</p> <p>3 委員会が、電子メールによる議決を行う場合、その議決方法は、議長が、投票期間および議事を明示したうえで、電子メールによる投票開始宣言を行い、全委員の賛成をもって決する方法による。電子メールによる議決を行う場合、投票期間中に過半数に達しない議案は廃案となる。</p>
<p>(<u>規程の改廃、例外事項対処</u>)</p> <p>第 13 条 この規程の制定、改正又は廃止は、理事会の議決を経て行う。</p> <p>2 <u>この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。</u></p>	<p>(規定の変更)</p> <p>第 13 条 この規程の制定、改変又は廃止は、理事会の議決を経て行う。</p>
<p>附則</p> <p>1 この規程は、2011 年 11 月 11 日から施行する。</p> <p>2 2012 年 11 月 7 日付の改正は、2012 年 11 月 7 日から施行する。</p> <p>3 2015 年 2 月 18 日付の改正は、2015 年 2 月 18 日から施行する。</p> <p>4 <u>2016 年 3 月 18 日付の改正は、2016 年 3 月 18 日から施行する。</u></p>	<p>附則</p> <p>1 この規程は、2011 年 11 月 11 日から施行する。</p> <p>2 2012 年 11 月 7 日付の改正は、2012 年 11 月 7 日から施行する。</p> <p>3 2015 年 2 月 18 日付の改正は、2015 年 2 月 18 日から施行する。</p>